

参考

●各法令の紹介【道路法（抜粋）（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）】

第 47 条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

～以下省略～

第 102 条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた者

～以下省略～

第 105 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

●道路法違反車両の取締実施について

道路の保全や利用していただいているお客様の安全、沿線の環境悪化を防止するため、道路法違反車両の取締りを実施しています。道路法違反車両については、指導警告・措置命令により厳正に対処し、道路の構造の保全と交通の危険の防止に努めてまいります。



【道路法違反取締状況】



【車両重量測定状況】